



長野県報

2月27日(月)
平成29年
(2017年)
第2853号

目次

規則

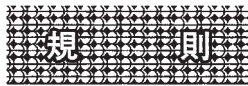
- 長野県看護大学学則の一部を改正する規則(医療推進課) 1
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) 1

告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課) 2
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課) 2
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 4
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働課) 5
- 建設業法に基づく処分(建設政策課) 5
- 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課) 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定(特別支援教育課) 6
- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課) 6



長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 2月27日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第1号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表の選択科目の項中「|数学|」を「|数の話と教養数学|」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日現在に在学する者並びに平成29年4月1日及び平成30年4月1日に編入学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 2月27日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

長野県公安委員会規則第2号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条第11号中「中型自動車」の次に「準中型自動車」を加える。

第23条中「第32条の3」の次に「第32条の3の2」を加える。

第23条の2に次の1項を加える。

2 法第102条第1項から第3項までに規定する命令は、診断書提出命令書(様式第19号の3)により行うものとする。

第26条の2中「第97条の2第1項第3号又は」を「第97条の2第1項第3号のイ、」に、「の規定」を「又は第101条の7第3項の規定」に改める。

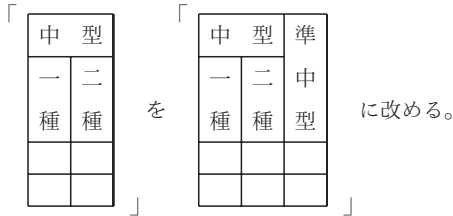
様式第15号及び様式第15号の2中
「

中
型

」を「

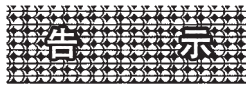
中	準
型	中

」に、



様式第19号中「大型 中型」を「中型 準中型」に改める。
 様式第19号の3中「第90条第8項()の次に「第102条第1項、第102条第2項、第102条第3項、」を加える。
 様式第20号の2中「第97条の2第1項第3号」を「第97条の2第1項第3号のイ」に、「」の規定」を「、第101条の7第3項)の規定」に改める。
 附 則
 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

交通企画課



長野県告示第76号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。
 平成29年2月27日
 長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター	佐久市中込3400-28	平成32年2月28日

医療推進課

長野県告示第77号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。
 平成29年2月27日
 長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
茅野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、茅野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

- 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第78号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。
 平成29年2月27日
 長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第79号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。
 平成29年2月27日
 長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所